

協約締結権を付与されない職員の勤務条件の決定方法（検討用資料）

1. 交渉権はあるが、協約締結権を付与されない職員が生じた場合、当該職員の勤務条件の決定方法 [例えば、使用者側に立つ職員を想定]

「自律的労使関係の確立・協約締結権に関する主要な論点」論点 1 1 (1)における基本的な整理

- A 案** 当局が、協約締結権を付与された職員（職員団体）と締結した協約の内容等も踏まえ、職員の過半数で組織する職員団体又は職員の過半数を代表する者の意見を聴取し作成した規程において決定
 （メリット） 規程の内容に関する職員の関心を高め、かつ内容をチェックさせることができる、職員の納得を得やすい等
 （デメリット） 職員の過半数で組織する職員団体がない場合、何らかの方法で職員の過半数代表を選出する等の手続を要する等
- A-2 案** 当局が、協約締結権を付与された職員（職員団体）と締結した協約の内容等も踏まえ、第三者機関の意見を聴いて作成した規程において決定
 （メリット） 職員の過半数で組織する職員団体がなく、何らかの方法で職員の過半数を代表する者を選出することになる場合の手続を回避可能等
 （デメリット） 協約締結権が付与されない職員が、自らの勤務条件に係る意見を言う機会が十分に確保されない等
- B 案** 当局が、協約締結権を付与された職員（職員団体）と締結した協約の内容等も踏まえ原案を作成し、法令において決定
 （メリット） 協約締結権付与の有無による職員の勤務条件の乖離を回避可能等
 （デメリット） A案のような意見聴取の機会がなく、協約締結権が付与されない職員が、自らの勤務条件に係る意見を言う機会が十分に確保されない等
- B-2 案** 当局が、協約締結権を付与された職員（職員団体）と締結した協約の内容等も踏まえ原案を作成し、第三者機関の意見を聴いて、法令において決定
 （メリット） B案と同様
 （デメリット） 労使交渉の結果と無関係の第三者機関による審査等のみを設けることは適当でないとの考えがある等
- C 案** 第三者機関が民間の勤務条件について調査をし、その結果に基づいて行った勧告その他の意見表明を受けて、当局が原案を作成し、法令において決定
 （メリット） 代償措置としては十分であると考えられる。
 （デメリット） 交渉・協約によって勤務条件が決定される職員の勤務条件との乖離が生じるおそれ等

（注）上記は「主要な論点」の検討当時の整理であり、現時点では「勧告」は適当でないとされている。（次頁以降において同じ。）

- ① 制度骨格に係る論点の整理を前提とすれば、前頁A案・A-2案、B案・B-2案、C案のうち、いずれの選択肢を採り得るかは、交渉事項に関する決定方式によって異なるのではないかとすなわち、
- ・ 制度骨格に係る論点における「法定事項かつ協約事項」に相当する事項については、法令の形で規定するB案・B-2案か、C案になり、
 - ・ 制度骨格に係る論点における「法定事項ではなく協約事項」に相当する事項について、全体決定、統一性確保の観点から規程により勤務条件を決定するとの考え方を探るならば、A案・A-2案になると考えられるのではないかと。

- ② 協約締結権を付与された職員（職員団体）と締結した協約の内容が「適正な勤務条件」であるとしても、交渉権はあるが協約締結権を付与されない職員について、
- ・ 協約の内容をどのように踏まえるのかによって裁量の余地が生じること
 - ・ 管理職員等に固有の手当等もあること

から、協約内容等を踏まえて作成される法令案又は規程が「適正な勤務条件」となっているかチェックする措置が必要と考えられるのではないかと。

⇒ チェック措置が必要と考えるならば、国会による関与、あるいは専門的な第三者機関の関与が考えられ、

- ・ 「法定事項かつ協約事項」に相当する事項のうち、法律事項については、少なくとも国会審議が行われるので、B案、B-2案、C案のいずれでもよく、政令以下の事項については、第三者機関が関与するB-2案か、C案
- ・ 「法定事項ではなく協約事項」に相当する事項については、第三者機関が関与するA-2案が考えられるのではないかと。

※ A案は、当事者である過半数職員団体又は過半数代表からの意見聴取であり、チェック措置としては不十分ではないかと。

- ③ なお、協約締結権を付与されない職員について、労働基本権制約の現状が変わらないのであれば、そもそも現行制度を変更する理由はないとの考え方を探るならば、C案という考え方もあるのではないかと。

2. そもそも三権を付与されていない職員の勤務条件の決定方法〔例えば、警察職員を想定〕

「自律的労使関係の確立・協約締結権に関する主要な論点」論点 1 1 (2)における基本的な整理

A 案 当局が、協約締結権を付与された職員（職員団体）と締結した協約の内容等も踏まえ、職員の過半数を代表する者の意見を聴取し作成した規程において決定

A-2 案 当局が、協約締結権を付与された職員（職員団体）と締結した協約の内容等も踏まえ、第三者機関の意見を聴いて作成した規程において決定する。

（メリット） 論点11(1)のA案、A-2案のメリットと同様

（デメリット） 論点11(1)のA案、A-2案のデメリットのほか、現行制度を変更する積極的理由はないという考えがある等

B 案 当局が、協約締結権を付与された職員（職員団体）と締結した協約の内容等も踏まえ原案を作成し、法令において決定

B-2 案 当局が、協約締結権を付与された職員（職員団体）と締結した協約の内容等も踏まえ原案を作成し、第三者機関の意見を聴いて、法令において決定

（メリット） 論点11(1)のB案、B-2案のメリットと同様

（デメリット） 論点11(1)のB案、B-2案のデメリットのほか、現行制度を変更する積極的理由はないという考えがある等

C 案 第三者機関が民間の勤務条件について調査をし、その結果に基づいて行った勧告その他の意見表明を受けて、当局が原案を作成し、法令において決定

（メリット） 論点11(1)のC案のメリットのほか、団結権も制約される職員は代償措置の必要性がより高く、第三者機関による勧告その他の意見表明が行われ、より適切に勤務条件が決定されることが担保される。

（デメリット） 論点11(1)のC案のデメリットのほか、三権が付与されていない職員は、民間に同種職種が存在しないため、民間の勤務条件の調査は困難であると考えられる。

- ① 制度骨格に係る論点の整理を前提とすれば、前頁A案・A-2案、B案・B-2案、C案のうち、いずれの選択肢を採り得るかは、交渉事項に関する決定方式によって異なるのではないかと。すなわち、
- ② 協約締結権を付与された職員（職員団体）と締結した協約の内容が「適正な勤務条件」であるとしても、そもそも三権を付与されていない職員について、
- ・ 協約の内容をどのように踏まえるのかによって裁量の余地が生じること
 - ・ 現行制度上、そもそも三権を付与されない一般職職員としては、警察職員、海上保安庁職員、刑事施設において勤務する職員がいるが、警察庁や海上保安庁は、庁内に三権を付与されない職員しかおらず、（交渉を各省庁に委任するとしても）他省庁の職員の協約内容等を踏まえるしかないこと
 - ・ 警察職員等に固有の手当等もあること
- から、協約内容等を踏まえて作成される法令案又は規程が「適正な勤務条件」となっているかチェックする措置が必要と考えられるのではないかと。

⇒ チェック措置が必要と考えるならば、国会による関与、あるいは専門的な第三者機関の関与が考えられ、

- ・ 「法定事項かつ協約事項」に相当する事項のうち、法律事項については、少なくとも国会審議が行われるので、B案、B-2案、C案のいずれでもよく、政令以下の事項については、第三者機関が関与するB-2案か、C案
- ・ 「法定事項ではなく協約事項」に相当する事項については、第三者機関が関与するA-2案が考えられる

のではないかと。

※ A案は、当事者である過半数代表からの意見聴取であり、チェック措置としては不十分ではないかと。また、団結権を付与されない警察職員等から意見を聴くことについてどう考えるか。

- ③ なお、三権を付与されない警察職員等について、労働基本権制約の現状が変わらないのであれば、そもそも現行制度を変更する理由はないとの考え方を採るならば、C案という考え方もあるのではないかと。

3. 前記 1 や 2 の協約締結権を付与されない職員の代償措置

「自律的労使関係の確立・協約締結権に関する主要な論点」論点 1 1 (4)における基本的な整理

A 案 協約の内容等を踏まえ規程を定めることを当局の責務とすること、及び規程制定時に職員に対し意見表明の機会が与えられていることをもって、協約締結権制約についての代償措置が確保されているとする。

(メリット) 協約が適正な水準に定まっているとの前提に立てば、一定の代償機能が果たせると考えられる。

(デメリット) 協約は適正な水準に定まっているという前提に立つ考え等

B 案 協約の内容等を踏まえ法案又は政省令等を定めることを当局の責務とすることをもって、協約締結権の制約について代償措置が確保されているとする。

(メリット) 協約等の内容を踏まえ（第三者機関に意見を聴いて）法定化しており勧告に代わる代償措置として十分等

(デメリット) 協約は適正な水準に定まっているという前提に立つ考え等

C 案 現行の人事院勧告より規模等が縮小されても第三者機関による勧告その他の意見表明がなされていること、あるいは第三者機関の関与がなされていることをもって、協約締結権制約について代償措置が確保されているとする。

(メリット) 現行の非現業公務員における制度であり、合憲とされる可能性が高い。

(デメリット) 現行の人事院勧告より簡素化しても、そのコストが発生等

この論点については、前記 1、2 において適切な措置が採られれば、それを適切な代償措置と考えることができるのではないか。

4. 国家公務員の特別職について、一般職に係る勧告制度がなくなる場合の勤務条件の決定方法 [例えば、自衛隊員を想定し、国会職員、裁判所職員は想定しない]

「自律的労使関係の確立・協約締結権に関する主要な論点」論点 14 における基本的な整理

- A 案 当局が、協約締結権を付与された一般職と締結した協約の内容等も踏まえ、職員の過半数を代表する者の意見を聴取し作成した規程において決定
- A-2 案 当局が、協約締結権を付与された一般職と締結した協約の内容等も踏まえ、第三者機関の意見を聴いて作成した規程において決定
- (メリット) 協約の内容等を踏まえることにより、一般職の勤務条件と乖離することを回避できる等
(デメリット) 新たに団結権や団体交渉権を付与しないならば、現行制度を変更する積極的理由は無いという考えもある等
- B 案 当局が、交渉等を経て決定される一般職の勤務条件との均衡、職務の特殊性等を考慮して原案を作成し、現行同様、法令において決定
- B-2 案 当局が、交渉等を経て決定される一般職の勤務条件との均衡、職務の特殊性等を考慮して原案を作成し、第三者機関の意見を聴いて、法令において決定
- (メリット) 一般職の勤務条件との均衡を考慮することにより、一般職の勤務条件と乖離することを回避できる等
(デメリット) A 案のような意見聴取の機会がなく、協約締結権が付与されない職員について、自らの勤務条件に係る意見を言う機会が十分に確保されない等
- C 案 第三者機関が民間の勤務条件を調査し、その結果に基づいて行った勧告その他の意見表明を受けて、当局が原案を作成し、法令において決定
- (メリット) 情勢適応の原則に基づく第三者機関の勧告その他の意見表明を受けて法定化するため、代償措置としては十分であると考えられる。
(デメリット) 第三者機関の調査は、情勢適応の原則に基づくためのものであり、調査結果に基づくものと協約締結権を付与された一般職の勤務条件とが異なり、乖離が生じるおそれ。新たな制度と現行の勧告と類似する制度が併存し、現行の勧告よりはるその調査規模・内容等を簡素化してもそのコストがかかる等

この論点については、前記 2 と同様に考えてよいか。(注)ただし、特別職について現行と同様の制度はB案

【論点】

1 1. 協約締結権が付与されない職員の勤務条件の取扱い（一般職に限る）

(1) 交渉権はあるが、協約締結権などが付与されない職員が生じた場合には、当該職員の勤務条件を、どのように決定すべきか。

【論点の整理】

A 案 当局が、協約締結権を付与された職員（職員団体）と締結した協約の内容等も踏まえ、職員の過半数で組織する職員団体又は職員の過半数を代表する者の意見を聴取し作成した就業規則において決定する。

A' 案 国有林野と同様、就業規則に加え、締結された協約の内容を踏まえた準則も定めるものとする。

（メリット）：就業規則の内容に関する職員の関心を高め、かつ内容をチェックさせることができる、職員の納得を得やすい、等。

（デメリット・留意事項）：職員の過半数で組織する職員団体がない場合、何らかの方法で職員の過半数を代表する者を選出するなどの手続を要する、等。

A-2 案 当局が、協約締結権を付与された職員（職員団体）と締結した協約の内容等も踏まえ、第三者機関の意見を聴いて作成した就業規則等において決定する。

（メリット）：職員の過半数で組織する職員団体がなく、何らかの方法で職員の過半数を代表する者を選出することになる場合の手続を回避可能、等。

（デメリット・留意事項）：協約締結権が付与されない職員が、自らの勤務条件に係る意見を言う機会が十分に確保されない、等。

B 案 当局が、協約締結権を付与された職員（職員団体）と締結した協約の内容等も踏まえ原案を作成し、法令等において決定する。

（メリット）：協約締結権付与の有無による職員の勤務条件の乖離を回避可能、等。

（デメリット・留意事項）：A案のような意見聴取の機会がなく、協約締結権が付与されない職員が、自らの勤務条件に係る意見を言う機会が十分に確保されない、等。

B-2 案 当局が、協約締結権を付与された職員（職員団体）と締結した協約の内容等も踏まえ原案を作成し、第三者機関の意見を聴いて、法令等において決定する。

（メリット）：B案と同様

（デメリット・留意事項）：労使交渉の結果と無関係の第三者機関による審査等のみを設けることは適当でないとの考えがある、等。

C 案 第三者機関が民間の勤務条件について調査をし、その結果に基づいて行った勧告その他の意見表明を受けて、当局が原案を作成し、法令等において決定する。

（メリット）：代償措置としては十分であると考えられる。

（デメリット・留意事項）：交渉・協約によって勤務条件が決定される職員の勤務条件との乖離が生じるおそれ、等

【これまでの議論】

（検討委員会での議論）

- 協約締結権を付与されない職員として、使用者の立場に立つ職員、例えば管理職員を前提に話をすれば、その勤務条件についても、職員代表の意見を聴取したり、労働組合の意見を聴いた上で、締結された労働協約に準ずる形で使用者が勤務条件に関する準則を定めるというA案が妥当。【森永委員】
- 協約締結権を付与されない職員については、当局が協約締結権を付与された職員と締結した協約の内容等を踏まえて原案を作成し、一定の権利保護の観点から第三者機関の意見を聴いて、法令等において決定をするというB－2案が適当。我々は、基本的には、法律あるいはそれに基づく政令以下の法令で決めるということが重要であるという立場。【村木委員】

【論点】

- 1 1. 協約締結権が付与されない職員の勤務条件の取扱い（一般職に限る）
(2) そもそも三権が付与されていない職員について、当該職員の勤務条件を、どのように決定すべきか。

【論点の整理】

- A 案** 当局が、協約締結権を付与された職員（職員団体）と締結した協約の内容等も踏まえ、職員の過半数を代表する者の意見を聴取し作成した就業規則において決定する。
- A' 案** 国有林野と同様、就業規則に加え、締結された協約の内容を踏まえた給与準則も定めるものとする。
- A-2 案** 当局が、協約締結権を付与された職員（職員団体）と締結した協約の内容等も踏まえ、第三者機関の意見を聴いて作成した就業規則等において決定する。
- （メリット）：論点 11(1)の A 案(A' 案)、A-2 案のメリットと同様。
- （デメリット・留意事項）：論点 11(1)の A 案(A' 案)、A-2 案のデメリット・留意事項のほか、
現行制度を変更する積極的理由はないという考えがある、
労働基本権制約の代償措置とされている現行の人勧がなくなるとした場合、締結された協約の内容等を踏まえることがそれを補うものと言えるか要検討等。
- B 案** 当局が、協約締結権を付与された職員（職員団体）と締結した協約の内容等も踏まえ原案を作成し、法令等において決定する。
- B-2 案** 当局が、協約締結権を付与された職員（職員団体）と締結した協約の内容等も踏まえ原案を作成し、第三者機関の意見を聴いて、法令等において決定する。
- （メリット）：論点 11(1)の B 案、B-2 案のメリットと同様。
- （デメリット・留意事項）：論点 11(1)の B 案、B-2 案のデメリット・留意事項のほか、
現行制度を変更する積極的理由はないという考えがある、
労働基本権制約の代償措置とされている現行の人勧がなくなるとした場合、締結された協約の内容等を踏まえることがそれを補うものと言えるか要検討、等
- C 案** 第三者機関が民間の勤務条件について調査をし、その結果に基づいて行った勧告その他の意見表明を受けて、当局が原案を作成し、法令等において決定する。
- （メリット）：論点 11(1)の C 案のメリットのほか、団結権も制約される職員は代償措置の必要性がより高く、第三者機関による勧告その他の意見表明が行われ、より適切に勤務条件が決定されることが担保される。
- （デメリット・留意事項）：論点 11(1)の C 案のデメリット・留意事項のほか、三権が付与されていない職員は、民間に同種職種が存在しないため、民間の勤務条件の調査は困難であると考えられる。

【これまでの議論】

（検討委員会での議論）

- そもそも三権が付与されない職員につきましても、使用者の立場に立つ職員、例えば管理職員に関する考え方と同様に、職員代表の意見を聴取した上で、勤務条件に関する準則で定めるという A 案が妥当。なお、行刑職員、消防職員については、直ちに団結権、交渉権が付与されるべき。【森永委員】
- 警察等そもそも三権を付与されない職員についても、B-2 案が妥当。考え方は、協約締結権を付与されない職員の考え方と同様。【村木委員】

【論点】

1 1. 協約締結権が付与されない職員の勤務条件の取扱い（一般職に限る）

(4) (1)や(2)の協約締結権が付与されない職員の代償措置の扱いについて、それぞれ、どのように考えるか。

【論点の整理】

A 案 協約の内容等を踏まえ就業規則を定めることを当局の責務とすること及び就業規則制定時に職員に対し意見表明の機会が与えられていることをもって、協約締結権制約についての代償措置が確保されているとする。

(メリット)：協約が適正な水準に定まっているとの前提に立てば、一定の代償機能が果たせると考えられる。

(デメリット・留意事項)：協約は適正な水準に定まっているという前提に立つ考え、等。

B 案 協約の内容等を踏まえ法案又は政省令等を定めることを当局の責務とすることをもって、協約締結権の制約について代償措置が確保されているとする。

(メリット)：協約等の内容を踏まえ（第三者機関に意見を聴いて）法定化しており勧告に代わる代償措置として十分、等。

(デメリット・留意事項)：協約は適正な水準に定まっているという前提に立つ考え、等。

C 案 現行の人事院勧告より規模等が縮小されても第三者機関による勧告その他の意見表明がなされていること、或いは第三者機関の関与がなされていることをもって、協約締結権制約について代償措置が確保されているとする。

(メリット)：現行の非現業公務員における制度であり、合憲とされる可能性が高い。

(デメリット・留意事項)：現行の人事院勧告より簡素化しても、そのコストが発生、等。

【これまでの議論】

(検討委員会での議論)

○ 協約締結権を付与されない職員の意見表明の機会をしっかりと保障して、締結された労働協約に準じて準則で定めることにすれば、代償機能は十分果たされと考えられるので、第三者機関の関与は特段必要ない。【森永委員】

○ 協約締結権を付与されない職員の代償措置については、協約の内容等を踏まえ法律又は政令等を定めることを当局の責務とすることをもって、協約締結権の制約について代償措置が確保されているというB案で整理できるのではないかと考える。【村木委員】

【論点】

1 4. 特別職の国家公務員の取扱い

国家公務員の特別職（自衛隊など）について、一般職に係る勧告制度がなくなる場合には、給与等の決定システムを、どのようにすべきか。

【論点の整理】

- A 案** 当局が、協約締結権を付与された一般職国家公務員と締結した協約の内容等も踏まえ、職員の過半数を代表する者の意見を聴取し作成した就業規則（又は就業規則及び準則）において決定する。
- A-2 案** 当局が、協約締結権を付与された一般職国家公務員と締結した協約の内容等も踏まえ、第三者機関の意見を聴いて作成した就業規則等において決定する。
 （メリット）：協約の内容等を踏まえることにより、一般職国家公務員の勤務条件と乖離することを回避できる、等。
 （デメリット・留意事項）：新たに団結権や団体交渉権を付与しないならば、現行制度を変更する積極的理由は無いという考えもある、等。
- B 案** 当局が、交渉等を経て決定される一般職国家公務員の勤務条件との均衡、職務の特殊性等を考慮して原案を作成し、現行同様、法令等において決定する。
- B-2 案** 当局が、交渉等を経て決定される一般職国家公務員の勤務条件との均衡、職務の特殊性等を考慮して原案を作成し、第三者機関の意見を聴いて、法令等において決定する。
 （メリット）：一般職国家公務員の勤務条件との均衡を考慮することにより、一般職国家公務員の勤務条件と乖離することを回避できる、等。
 （デメリット・留意事項）：A 案のような意見聴取の機会がなく、協約締結権が付与されない職員について、自らの勤務条件に係る意見を言う機会が十分に確保されない、等。
- C 案** 第三者機関が民間の勤務条件を調査し、その結果に基づいて行った勧告その他の意見表明を受けて、当局が原案を作成し、法令等において決定する。
 （メリット）：情勢適応の原則に基づく第三者機関の勧告その他の意見表明を受けて法定化するため、代償措置としては十分であると考えられる。
 （デメリット・留意事項）：第三者機関の調査は、情勢適応の原則に基づくためのものであり、調査結果に基づくものと協約締結権を付与された一般職国家公務員の勤務条件とが異なり、乖離が生じるおそれがある。新たな制度と現行の勧告と類似する制度が併存し、現行の勧告よりはその調査規模・内容等を簡素化してもそのコストがかかる、等。

【これまでの議論】

（検討委員会での議論）

- 団結権を制約されている自衛隊員等と、既に団結権、交渉権がある裁判所や国会の職員は区分して検討する必要。裁判所や国会の職員については、一般職と同様の協約締結権を付与すべき。自衛隊員等については、協約締結権を付与されない一般職の場合と同様に準則で定めるというA案が妥当。【森永委員】
- 特別職も大臣や大使などいろいろな職務があるが、自衛隊のような職務は特別けれども広い意味での公務員という業務に従事している者をイメージして申し上げると、B案、あるいは必要に応じて、第三者機関の意見を聴くというB-2案も検討してよいのではないかと考える。【村木委員】